

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準等に関する条例

1 放課後児童健全育成事業とは

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(改正後…児童福祉法第6条の3第2項)

* 改正前は「おおむね10歳未満」という文言がありましたが、改正後はそれがなくなります。

2 条例の制定

放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、政令で定める基準に従うこととされていましたが、改正後の児童福祉法第34条の8の2第1項により、設備及び運営基準について市町村の条例で定めることとなりました。(施行日…平成27年4月1日)

3 条例による規制対象

市町村以外のものも市町村への届出により放課後児童健全育成事業を行うことができることとなります。(改正後の児童福祉法第34条の8第2項)

事業主体が町であるか町以外のものであるかを問わず、設備及び運営に関する基準を遵守することになります。(改正後…児童福祉法第34条の8の2第3項)

4 従うべき基準と参酌すべき基準

具体的に市町村が条例を定めるに当たっては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)」に示す、

- ① 従うべき基準…特別な理由がなければ異なる基準を定めることができないもの
- ② 参酌すべき基準…国が示す事項を参考とし、地域の実情に合わせて独自の基準を定めることができるもの

のどちらかに分類されているのかを踏まえ、内容を検討することとされています。

5 美幌町の考え方

- ① 従うべき基準については、国から示された基準に従って条例化することとしています。
- ② 参酌すべき基準については、美幌町の現状(特に1つの集団の規模)を踏まえて条例化することとしております。

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

＜主な基準＞

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める